

平成29年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 会議次第

日時：平成29年7月26日（水）
午後1時15分～2時15分
場所：本庁舎13階 教育委員室

- 1 開 会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 専門委員会委員、事務局紹介
- 4 会議の公開について【資料1】
- 5 議 事
 - (1) 報告事項
 - ① 「宇都宮市いじめ防止基本方針」の改訂について【資料2】
 - ② 国の基本方針の主な改定内容を踏まえた
市改訂基本方針への対応の方向性【資料3】
 - ③ 平成27年度 いじめの状況について【資料4】
 - ④ いじめ根絶に向けた本市の取組等について【資料5】
 - (2) 協議事項
 - ① 改訂「宇都宮市いじめ防止基本方針（素案）」の検討 について . . .【資料6・7】
- 6 事務連絡
- 7 閉 会

【配布資料】

- ・ 附属機関等の会議の公開に関する要領【資料1】
- ・ 「宇都宮市いじめ防止基本方針」の改訂について【資料2】
- ・ 国の基本方針の主な改定内容を踏まえた市改訂基本方針への対応の方向性 . . .【資料3】
- ・ 平成27年度 いじめの状況について（宇都宮市）【資料4】
- ・ いじめ根絶に向けた本市の取組等について【資料5】
- ・ 国の改定基本方針及びいじめ根絶に向けた本市の取組等を踏まえた
市改訂基本方針への反映（案）【資料6】
- ・ 宇都宮市いじめ防止基本方針（素案）【資料7】
- ・ 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について【参考資料1】
- ・ 宇都宮市いじめ防止基本方針の構成表【参考資料2】

平成29年度宇都宮市学校教育問題対策専門委員会 委員一覧

	所 属	氏 名	摘 要
1	宇都宮大学教職大学院教授	青柳 宏	学識経験者
2	石神法律事務所 栃木県弁護士会	石神 知也	弁護士
3	宇都宮東口ストレスクリニック院長 宇都宮市医師会	朝信 泰昌	精神科医
4	栃木県臨床心理士会	小林 順子	臨床心理士

[教育委員会事務局参加者一覧]

	職 名	氏 名
1	学校教育担当次長	小堀 茂雄
2	学校教育課長	栗原 丈晴
3	学校教育課長補佐	福田 衛
4	学校教育課学校いきいきG係長	羽石 学
5	学校教育課学校いきいきG指導主事	谷黒 潤
6	学校教育課学校いきいきG指導主事	河内 哲也

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

「宇都宮市いじめ防止基本方針」の改訂について

1 経緯

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）」に基づき、本市では平成26年3月に市基本方針を、各学校では平成26年度内に「学校いじめ防止基本方針」（以下、「各学校基本方針」という）を策定したところである。

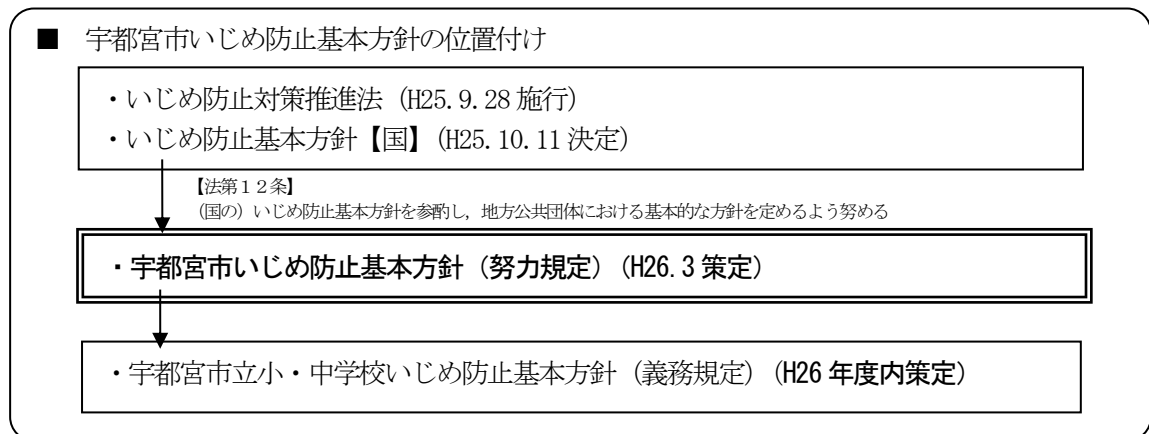
この度、法附則第2条第1項（法施行後3年を目途に必要な措置を講ずる）に基づき、平成29年3月に文部科学省が「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、東日本大震災関係のいじめへの特段の配慮や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への配慮、いじめ解消の判断基準などの視点が追加されたことや、本市として、言葉によるいじめの未然防止に向けた取組の充実や、初期段階からの組織的な対応の徹底、いじめの認知に対する共通認識の構築など、いじめ対策を更に強化し、推進する必要があることから、市基本方針を改訂する。

なお、各学校基本方針においては、改訂する市の基本方針を参酌のうえ、速やかに改訂するものとする。

※ 基本方針の見直し内容等を鑑みて、「改定」ではなく「改訂」と表記する。

2 市基本方針の位置づけ

- ・法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」（努力規定）
- ・法第13条に規定する「学校いじめ防止基本方針」（義務規定）の上位に位置づく方針
- ・「第5次宇都宮市総合計画改定基本計画」の基本施策9「信頼される学校教育を推進する」に資する基本指針



3 改訂の内容

(1) 国の改定「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく主な改訂内容（予定）

いじめの認知や解消について

- 喧嘩やふざけ合いも背景を調査し、いじめに当たるかどうか適切に判断すること
- いじめが「解消した」と判断する上で「いじめ行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安）」と「被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと（被害児童生徒及びその保護者に確認）」を基準とすること など

児童生徒への配慮について

- 東日本大震災関係のいじめへの特段の配慮
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒への配慮
- 障害のある児童生徒が被害者や加害者となるいじめには、個人の特性を踏まえた

適切な指導を行うこと

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的活用 など

(2) その他の追記事項（予定） ※いずれも、既に学校には通知や周知している内容

- 言葉によるいじめの未然防止に向けた取組の充実
- 初期段階からの組織的な対応の徹底
- いじめの認知に対する共通認識の構築 など

4 改訂組織

(1) 庁内組織

庁内組織として、「宇都宮市いじめ防止基本方針策定委員会」を設置する。

【構成】：政策審議室，男女共同参画課，子ども未来課，教育企画課，学校教育課，
学校健康課，教育センター ※適宜，関係課を招へいする。

(2) 関係団体等

組織名	意見聴取等を行う機会	聴取等の理由，視点
市小・中学校長会	意見交換会	・学校現場，教職員の意見反映
学校教育問題対策専門委員会 (大学教授，弁護士，精神科医，臨床心理士)	定例会	・重大事態発生時の対応等 ・学識有識者の意見反映

5 改訂時期

- ・各学校が基本方針を改訂するにあたり，市基本方針を参酌するため，できる限り早急に改訂作業を進めることとし，平成29年中の改訂及び公表を目指す。

6 改訂スケジュール（予定）

期日		策定委員会，教育委員会等	その他
月	日		
4	14	○第1回策定委員会 ・改訂の趣旨，スケジュール等の検討	
	21	○教育委員会 ・改訂の趣旨，スケジュール等の報告	
6	下旬	○第2回策定委員会 ・基本方針（素案）の検討	
7	上旬		○市小・中学校長会との意見交換 ・基本方針（素案）についての意見交換
	下旬		○学校教育問題対策専門委員会 ・基本方針（素案）についての意見交換
8	下旬	○教育委員会 ・基本方針（素案）の協議	
9	下旬	○第3回策定委員会 ・基本方針（案）の検討	
10	下旬	○教育委員会 ・基本方針（案）の審議 基本方針策定	

国の基本方針の主な改定内容を踏まえた市改訂基本方針への対応の方向性

資料3

国の基本方針の主な改定内容（概要）	
基本的な考え	<ul style="list-style-type: none"> ・けんかやふざけ合いも背景を調査し、いじめにあたるかどうかを適切に判断する。 ・初期段階のいじめや、ごく短期間で解決したいじめ、児童生徒らの力で教師の指導によらずして良好な関係を再び築くことができたいじめも、いじめとして認知する。
組織としての取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をする。 ・「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対応のマニュアル」の策定等が必要。 ・各学校は、アンケート調査等の結果検証及び組織的な対処方法について定める。 ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。 ・各学校のいじめ等対策委員会の存在や活動を、児童生徒や保護者に知らせる。 ・いじめを発見したり相談を受けたにも関わらず、いじめ等対策委員会に報告しないことは、いじめ防止対策推進法違反である。
いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が、道徳や特別活動等にて、いじめについて自らの問題として考えたり、議論したりする活動を行う。 ・性同一性障害や性的指向・性自認に対するいじめと、東日本大震災に係るいじめに配慮する。また、指導にあたっては、児童生徒の特性にも配慮する。
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修を実施する。 ・主にネット上のいじめは、深刻な影響を及ぼすもので、刑法上の犯罪及び民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、児童生徒に重大な人権侵害に当たることを理解させる。
いじめの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用を図る。 ・いじめが解消している状態とは <ol style="list-style-type: none"> ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月間） ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・出席停止の措置を行った場合には、教育上必要な措置を講じ、立ち直りを支援する。
重大事態	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」との申立てだけでなく「いじめにより重大な被害が生じた」との訴えでも、重大事態が発生したものと調査等に当たる。

市改訂基本方針への対応の方向性			
学校への指示・通知等	現行基本方針への記述	対応の方向性	備考
済	無	新規記入	・実施徹底のため新規記入予定。
済	無	新規記入	・実施徹底のため新規記入予定。
済	有	加筆	・「組織として対応すること」は記載済み。「いじめを抱え込まず」を加筆予定。
済	無	新規記入	・各学校の児童生徒指導年間計画や危機管理マニュアル等にて規定済みであり、その旨を新規記入予定。
済	有	加筆	・「うつつのみや学校マネジメントシステム」の全体アンケートを活用し、例年評価しており、その旨を加筆予定。
済	有	加筆	・学校HPにて学校基本方針を掲載し、同委員会の位置づけを記載しているが、周知強化のため加筆予定。
済	無	新規記入	・実施徹底のため新規記入予定。
済	無	新規記入	・実施徹底のため新規記入予定。
済	有	対応不要	
済	有	加筆	・同様の教育活動や啓発活動を実施しているが、「刑法上」等について加筆予定。
済	有	加筆	・SC及びSSWを積極的に活用しているが、SSWの記載が無いため加筆予定。
済	無	新規記入	・校長会議や問題行動等調査等にて周知しているが、理解徹底のため新規記入予定。
済	有	加筆	・出席停止については既に記載済みであり、「教育上必要な措置を講じ、立ち直りを支援」について加筆予定。
済	有	修正	・国の修正に合わせ、「いじめられて重大事態に至った」を「いじめにより重大な被害が生じた」に修正予定。

平成 27 年度 いじめの状況について (宇都宮市)

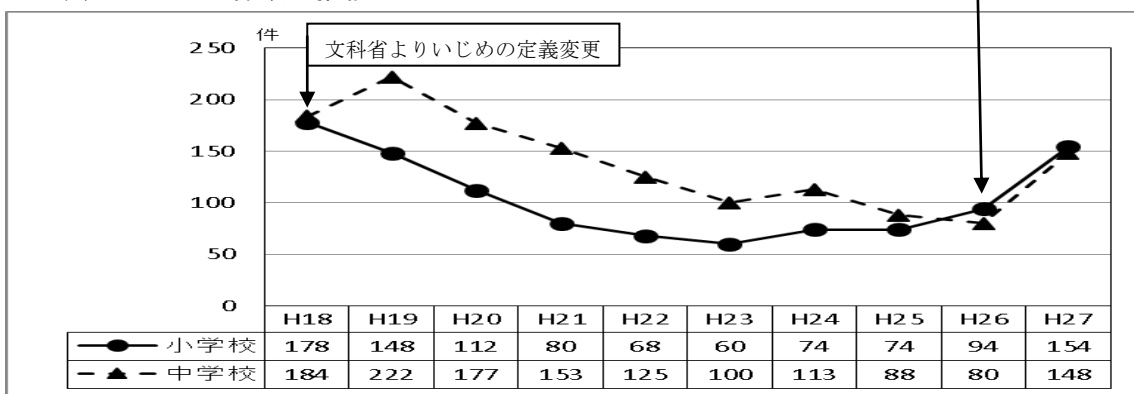
1 結果の概要

- いじめの件数は、小学校では平成 26 年度から 60 件増加して 154 件、中学校では 68 件増加して 148 件、全体では 128 件増加して 302 件であった。
- ※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の一部見直しについて」(平成 27 年 8 月、文部科学省)の通知の趣旨を踏まえ、初期段階のいじめや、ごく短期間に解決したいじめについても遺漏なく計上している。
- いじめの解消率については、小学校で 99.4 パーセント、中学校では 99.3 パーセントであり、依然高い数値を維持している。

2 結果とその傾向について

(1) いじめの件数の推移

調査にあたっては、初期段階のいじめや、早期に解決したいじめも認知する(文科省通知)



【傾向】

- いじめの件数は、小学校では平成 26 年度から 60 件増加して 154 件、中学校では 68 件増加して 148 件、全体では 128 件増加して 302 件であった。

(2) いじめの態様別構成比 ※複数回答可

◎単位：%

区分	小学校		中学校	
	H26	H27	H26	H27
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	51.4	53.4	58.8	61.0
仲間はずれ、集団による無視をされる。	11.8	10.6	11.8	9.6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	18.1	21.6	12.7	13.5
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	5.5	3.9	2.9	2.4
金品をたかられる。	0.7	0	1.0	0.5
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	9.0	2.4	2.0	5.8
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2.8	6.2	0	3.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0.7	1.4	9.8	2.4
その他	0	0.5	1.0	1.0

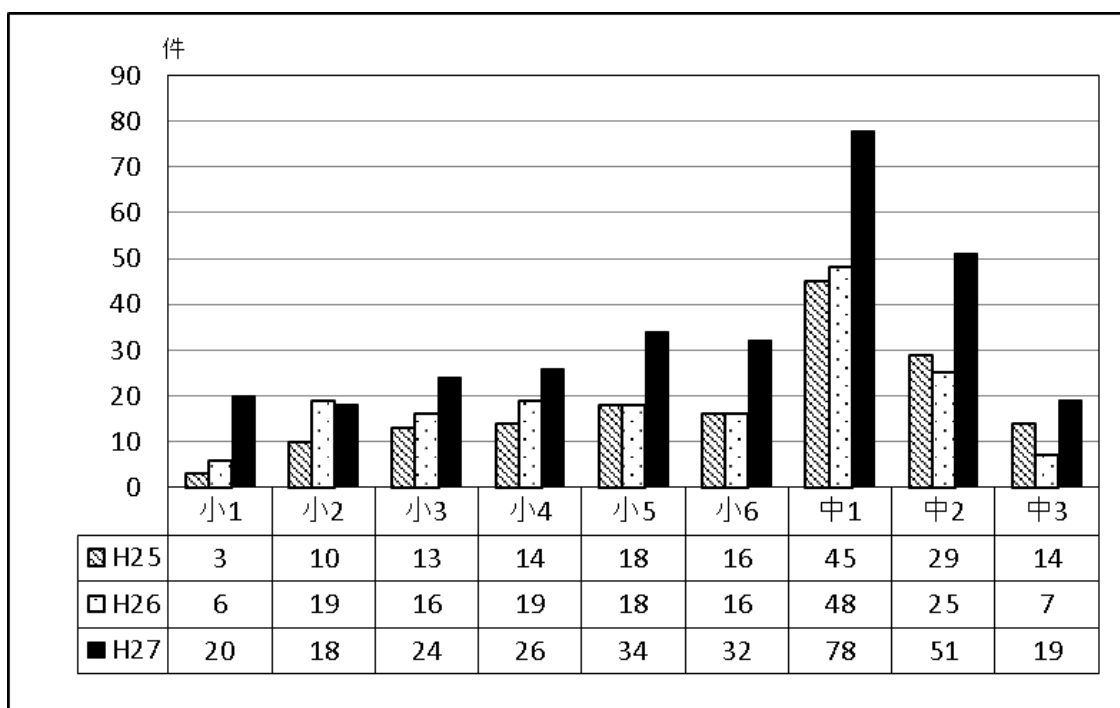
※携帯電話等所持率

	項目	平成26年度	平成27年度
小学校	携帯電話等所持率	31.8%	33.1%
	ネットいじめ件数	1件	3件
中学校	携帯電話等所持率	56.4%	58.3%
	ネットいじめ件数	10件	5件

【傾向】

- ・ いじめの態様別では、小・中学校ともに「冷やかしやからかい」などの『言葉によるいじめ』の割合が50パーセント以上を占めており、平成26年度と同様の傾向となっている。
- ・ 「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる（ネットいじめ）」の件数は、小学校では2件増加して3件、中学校では5件減少して5件であった。

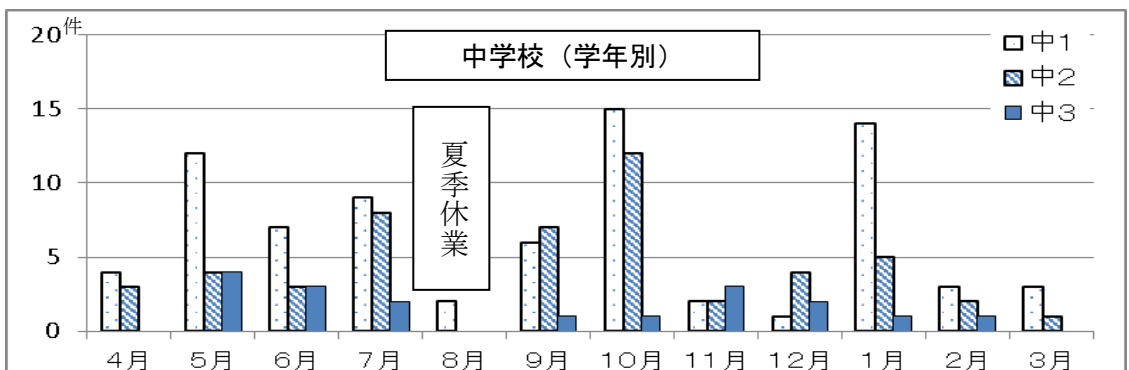
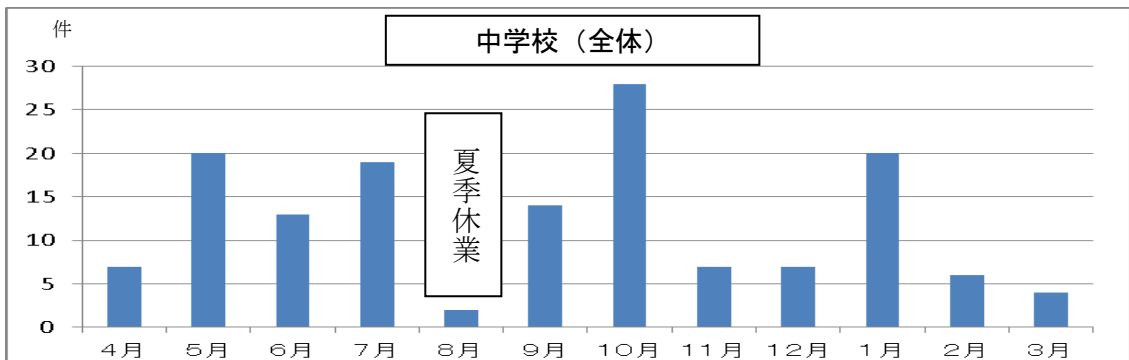
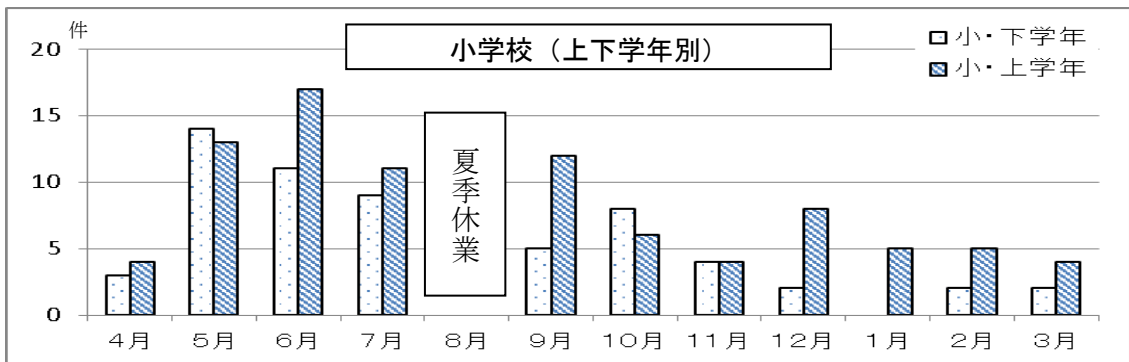
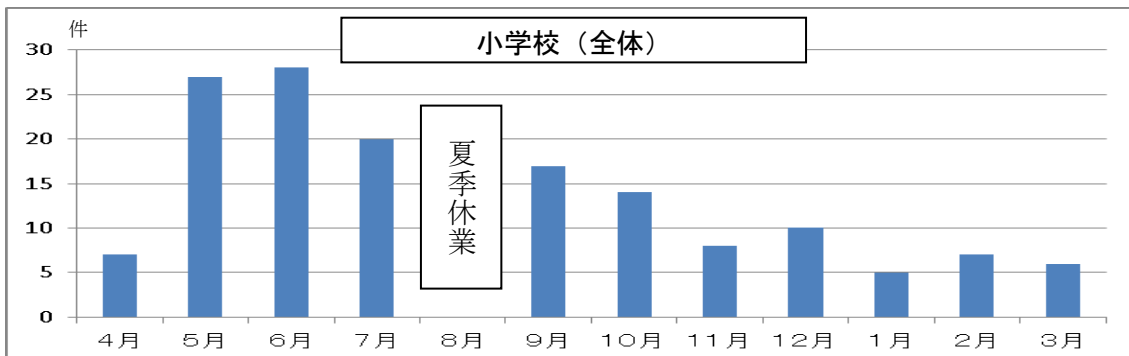
(3) 学年別いじめの件数



【傾向】

- ・ 学年別いじめの件数については、中学1年において急増し、その後減少していくという傾向を示している。

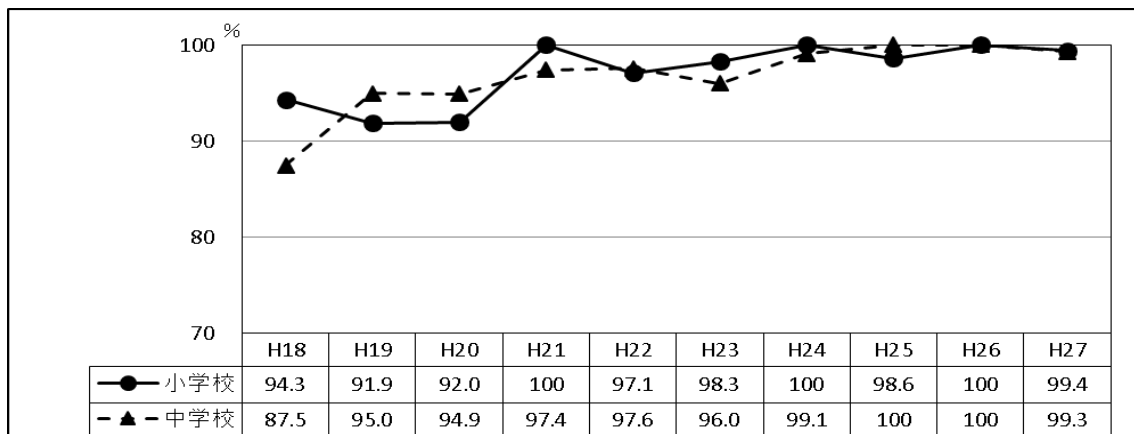
(4) いじめの月別件数



【傾向】

- ・ 年度当初や長期休業明けにいじめが多く認知されている。

(5) いじめの解消率の推移



◇ 「いじめの解消率」

4つの質問項目（①「解消しているもの」、②「一定の解消，継続支援中」、③「解消に向けて取り組み中」、④「他校への転校，退学等」）のうち，①・②の割合を合計したもの。

【傾向】

- ・ いじめの解消率は，小学校で99.4パーセント，中学校では99.3パーセントであり，依然高い数値を維持している。

いじめ根絶に向けた本市の取組等について

いじめ根絶に向けた主な取組	取組の成果等	課題等	課題解決に向けた取組の方向性
<p>未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめゼロ強調月間」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒主体の「いじめゼロ」集会の開催 ・いじめゼロリボンの着用 ・いじめゼロポスターの募集、掲示 ○「宮っ子心の教育」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の推進 ・宮っ子心の教育表彰制度 ○情報モラル教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく授業等の実施 ○小中一貫教育・地域学校園における取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域学校園児童生徒指導強化連絡会の開催(25学校園、年2回) 	<p>取組の成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇積極的な認知を行い、早期解決につながる <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを重大事態に発展させないよう、「初期段階のいじめ」を積極的に認知するよう周知し、各学校が積極的にきめ細かく見取った結果、いじめの認知件数が増加し、いじめの早期解決に繋がった。 【いじめの認知件数(小・中学校合計)】 <ul style="list-style-type: none"> ・26年度:174件 ・27年度:302件(73.6%増) ◇千人あたりのいじめ認知件数が国や県よりも少ない <ul style="list-style-type: none"> ・全国や本県と比べ、千人あたりのいじめ認知件数が少ない。「発生率」が低いとは言えないが、積極的認知に取り組む中、一定の成果が出ていると考えられる。 【千人あたりのいじめ認知件数(27年度比較)】 <ul style="list-style-type: none"> ・全国:小学校23.1件 中学校17.1件 ・本県:小学校15.5件 中学校19.3件 ・本市:小学校 5.5件 中学校11.1件 ◇児童生徒は、各学校のいじめ対策の取組や公表を高く評価している <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒は、学校のいじめ対策についての取組を高く評価している。 【「学校はいじめ対策を積極的に公表し、熱心に取り組んでいる」と回答した割合】 <ul style="list-style-type: none"> ・28年度:96.3% 	<p>課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆言葉によるいじめの割合が依然として多い <ul style="list-style-type: none"> 【言葉によるいじめの割合(平成27年度)】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校:全体の約5割 ・中学校:全体の約6割 ⇒友人への望ましい接し方や言葉遣いを身につけさせるための指導の充実を図ったり、相手への思いやりの心を育む必要がある。 ◆小学校のいじめの認知件数が増加傾向にある <ul style="list-style-type: none"> ・小学校のいじめの認知件数が中学校を2年連続で上回っている。これは25年度以前は見られなかった傾向である。 【いじめ認知件数(27年度)】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校:154件 ・中学校:148件 ⇒低学年からの継続的な個に応じた指導を充実させる必要がある。 ◆年度当初や長期休業明けのいじめの認知件数が多い <ul style="list-style-type: none"> 【月別いじめの認知件数(小・中学校、27年度)】 <ul style="list-style-type: none"> ・4月:14件 5月:47件 6月:41件 7月:39件 8月:2件 9月:31件 10月:42件 11月:15件 12月:17件 1月:25件 2月:13件 3月:10件 ⇒その時期におけるいじめ根絶に向けた意識啓発を今まで以上に強化する必要がある。 	<p>課題解決に向けた取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎言葉によるいじめの未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業や学級活動をはじめ、様々な機会を捉えて児童生徒が相互に認め合えるよう、指導の充実を図る。 ・友人への望ましい接し方や言葉遣いを身に付けさせるための指導の充実を図る ◎個に応じた指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・低学年からの継続的な個に応じた指導の充実を図るため、各地域学校園の小・中学校の教職員が連携して対応力の強化を図ったり、児童生徒への特性に適切に指導・支援ができるよう、校内研修を実施する。 ◎SC・SSWの積極的活用 <ul style="list-style-type: none"> ・特性に応じた指導や関係機関等と連携した指導の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。 ◎いじめゼロ強調月間における児童生徒を主体としたいじめゼロ運動の実施及び年度当初や長期休業明けにおける対応 <ul style="list-style-type: none"> ・5月、9又は10月の「いじめゼロ強調月間」において、児童生徒を主体とした「いじめゼロ運動」を全校一斉に集中的に展開するとともに、アンケートや教育相談の実施時期を調整するなど、年度当初や長期休暇明けの対応を強化する。
<p>早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スタンダードダイアリーの有効活用 ○アンケート調査や教育相談等の実施 ○Q-U検査の実施 ○ネットいじめ防止パトロールの実施 ○校内研修の実施 	<p>◇いじめを初期段階で認知し、解消することができた割合が高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校がいじめ問題を把握後、1週間以内に解消した割合は8割を超え、教職員がいじめの言動についてアンテナを高くし、早期発見の重要性に対する認識が高まってきていると考えられる。 【初期の段階で早期解消したいじめの割合】 <ul style="list-style-type: none"> ・27年度:80.8% 	<p>◆認知件数について学校間にばらつきが見られる</p> <ul style="list-style-type: none"> 【認知件数(27年度)】 <ul style="list-style-type: none"> ・0件の学校:22校 ・10件以上の学校:6校 ⇒いじめの認知に対する共通認識をもって早期発見に努める必要がある。 	<p>◎認知に対する共通認識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通認識をもっていじめを認知するよう促進する。 ・各学校において、いじめに関する校内研修を実施することで、教職員一人ひとりのいじめに対する感性と、組織的にいじめを認知する対応力の強化を図る。 ・児童生徒の相談体制を充実させることで、いじめの早期発見に努める。
<p>対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組織的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な管理職への報告 ・いじめ等対策委員会による事実確認及び対応策の決定 ・対応策に基づいた児童生徒や保護者に対する指導・支援 ・スクールカウンセラー等による心のケア ○市教委から学校への指導・助言 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育問題解決委員会による支援 	<p>◇いじめの解消率が高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの解消率(※)は、依然として高く、学校がいじめを認知した場合には、解決に向けて積極的に取り組み、解消に結びついている。 【いじめの解消率(平成27年度)】 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校:99.4% ・中学校:99.3% ※「いじめの解消率」 <ul style="list-style-type: none"> 4つの質問項目(①解消しているもの、②一定の解消、継続支援中、③解消に向けて取り組み中、④他校への転校、退学等)のうち、①・②の割合を合計したもの。(27年度まで) 	<p>◆積極的認知が進んでいることから、解決に向けて取り組む事案数が増加している</p> <ul style="list-style-type: none"> 【いじめの認知件数(小・中学校合計)】 <ul style="list-style-type: none"> ・26年度:174件 ・27年度:302件(73.6%増) ⇒担任等が一人で抱え込むことなく、解決に向けて保護者と連携したり、組織的に対応したりすることが今以上に必要となる。 	<p>◎初期段階からの組織的な対応の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期段階でのいじめも組織的に対応することを徹底するため、いじめにつながる恐れのある言動や、いじめが疑われる事案を察知した場合には、迅速に管理職に報告し、いじめ等対策委員会において事実確認を行った上で、被害者・加害者の児童生徒の保護者に連絡を取り合い、事実関係の報告、今後の対応や方向性、保護者への協力・支援等について話合うなど、保護者と連携しながら早期解消に努める。 ・対応への見立てや被害児童生徒の心のケアなど、必要に応じてスクールカウンセラーと連携して対応したり、助言・指導を得たりする。
<p>家庭・地域等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市教委と市P連等との連携 ○関係諸機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの活用 ・いじめ等問題行動対策連絡会の開催 	<p>◇ネットいじめによる認知件数は減少傾向にある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットいじめについては、表面化していない事案も存在する懸念もあるが、認知件数が減少していることは、いじめネット等パトロールなどによる一定の成果であると考えられる。 ・26年度:11件 ・27年度:8件 <p>◇貧困や虐待等に起因するいじめの認知件数は無し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーによる福祉機関等との連携などにより、貧困や虐待など複雑な家庭環境がいじめの原因や背景となっている事案は発生しなかった。 	<p>◆学校のいじめ対策の取組について、保護者の肯定的回答が児童生徒の肯定的回答と比べても低い</p> <ul style="list-style-type: none"> 【「学校はいじめ対策を積極的に公表し、熱心に取り組んでいる」と回答した割合(28年度)】 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒:96.3% ・保護者:65.2% ⇒学校のいじめ対策の取組について、様々な機会を捉え、保護者向けに積極的に周知する必要がある。 <p>◆表面化していないネット等いじめの存在が懸念される</p> <ul style="list-style-type: none"> 【学校からの聞き取りより】 <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ等の通信機器使用による人間関係トラブルが散見される。 ⇒「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組のより一層の推進が必要である。 	<p>◎いじめ防止対策の保護者への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針や各学校の取組について、学校便りやホームページへの掲載だけでなく、保護者会などの機会を捉え、直接保護者に伝達していく。 <p>◎「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市教委、市PTA連合会、市青少年育成市民会議、市校長会、携帯電話事業者で「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づき取組を推進すると同時に、ネットパトロールを実施することで問題の早期発見にも繋げる。

1 基本的な考え方



2 市改訂基本方針への具体的な反映(案)

キーワード	国の基本方針の改定内容(概要)	課題解決に向けた本市の取組の方向性	頁	章	節	市改訂基本方針への具体的な反映(案) (下線部及び取り消し線部は変更点)	反映位置
いじめの認知	<ul style="list-style-type: none"> けんかやふざけ合いも背景を調査し、いじめにあたるかどうかを適切に判断する。 初期段階のいじめや、ごく短期間で解決したいじめ、児童生徒らの力で教師の指導によらずして良好な関係を再び築くことができたいじめも、いじめとして認知する。 		2	第1章 いじめの防止等のための基本理念等	2 いじめの理解	<ul style="list-style-type: none"> いじめが起きる背景は、児童生徒や家庭、学校の問題等さまざまであり、きめ細かな児童生徒理解に基づき、指導・対応していく必要がある。 <u>けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を丁寧に見取りながら、いじめに該当するか否かを判断する。</u> <u>初期段階のいじめや、ごく短期間で解決したいじめ、教師の指導によらずして児童生徒自らの力で良好な関係を再び築くことができたいじめなども、いじめ事案として認知する。</u> <u>東日本大震災により被災した児童生徒へのいじめや、性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒に対するいじめ、インターネットを通じて行われるいじめなど、いじめの対象や行為の実態が把握しにくく、被害児童生徒への特段の寄り添いや配慮が必要な事案が存在する。</u> 	①
言葉によるいじめの未然防止 道徳教育		<p>◎言葉によるいじめの未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 道徳の授業や学級活動をはじめ、様々な機会を捉えて児童生徒が相互に認め合えるよう、指導の充実を図る。 友人への望ましい接し方や言葉遣いを身に付けさせるための指導の充実を図る 	2	第1章 いじめの防止等のための基本理念等	3 現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、平成20年度から、学校、家庭、地域が一体となって「いじめゼロ運動」を推進し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の徹底を図っているところであり、<u>いじめの件数が減少しいじめを積極的に認知し、高い解消率が上昇するを保つ</u>など成果が上がっているが、依然としていじめの根絶には至っていないおらず、<u>特に言葉によるいじめが多く見受けられるなど、どの学年においてもいじめの認知件数が増加している。</u> いじめゼロリボンの着用やポスターの作成、「心の教育」の充実など、これまでの未然防止の様々な取組を強化するとともに、いじめの原因として、児童生徒が「<u>どういう行為言動がいじめになるのか理解していない</u>」、「<u>自分の行為を相手がどう受け止めているか認識できない</u>」、「<u>心の通う対人関係を構築する力が十分育っていない</u>」等が挙げられることから、<u>児童生徒がいじめを正しく理解させるとともに、思いやりの心や互いを尊重しあう態度を育成するなど、「心の教育」の充実を図るいじめについて取り上げた道徳科の授業※や、より良い人間関係づくりに関する学級活動や学校行事など、様々な機会を捉えて児童生徒が相互に認め合う活動を充実させる必要がある。</u> <u>初期段階からの組織的な対応の徹底や、いじめの認知に対する共通理解を図りながら、いじめアンケートや教育相談等による早期発見・早期対応の取組を強化するため、教職員一人一人がいじめのサインを見逃さないよう研修等により指導力を高めるとともに、児童生徒は、教職員や保護者など身近な大人に相談することが多いという現状を踏まえ、学校と家庭、地域が連携し、児童生徒の見守り体制を強化する。また、児童生徒が安心して相談できる体制の充実に努める必要がある。</u> いじめの根絶には、大人による取組に加え、児童生徒によるが主体となった取組が重要である。これまでも、児童生徒が策定した、いじめの防止等の行動指針である「<u>うつのみや いじめゼロ宣言</u>」に基づき、児童会生徒会を中心としたいじめ根絶集会等を実施してきたが、今後も、児童生徒が自主的に活動できる環境を整備するより一層充実させる必要がある。 <u>※ 平成29年度現在では「道徳の時間」であるが、小学校は平成30年から、中学校は平成31年度から「道徳科の授業」となるため、以下「道徳科の授業」という。</u> 	②
SC/SSW	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用を図る。 	<p>◎SC・SSWの積極的活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 特性に応じた指導や関係機関等と連携した指導の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。 	5	第2章 宇都宮市のいじめ防止等の基本的な考え方	5 関係機関等との連携といじめに係る組織の新設・拡充活用	<ul style="list-style-type: none"> 市と学校は、いじめる児童生徒に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、<u>スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充活用し、組織的な対応の強化を図る。</u> 	③

キーワード	国の基本方針の改定内容(概要)	いじめ根絶に向けた本市の取組	頁	章	節	市改訂基本方針への具体的な反映(案) (下線部及び取り消し線部は変更点)	反映位置
LGBT 東日本大震災 児童生徒の特性 スマホ・ケータイ	・性同一性障害や性的指向・性自認に対するいじめと、東日本大震災に係るいじめに配慮する。また、指導にあたっては、児童生徒の特性にも配慮する。	◎「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の推進等 ・市教委、市PTA連合会、市青少年育成市民会議、市校長会、携帯電話事業者で「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づき取組を推進すると同時に、ネットパトロールを実施することで問題の早期発見にも繋げる。	6	第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策	2 宇都宮市の取組 (1) いじめの防止	オ 児童生徒や家庭、学校が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、「 <u>スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言</u> 」 <u>※に基づく取組を推進するなど</u> 。必要な啓発活動を行う。 カ 学校におけるいじめの防止等のための取組状況について定期的に点検し、必要に応じて、学校への支援を行う。 <u>キ 性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、正しい理解の促進や必要な対応などについて、随時、学校に情報提供を行う。</u> <u>※ 平必要のない限り、児童生徒にスマートフォンや携帯電話を持たせず、持たせる場合には保護者の責任で「みんな1日1時間まで!」「夜間の友達との使用は9時まで!」「使う前にフィルタリング!」「個人情報のをせません!」の4つの約束を守らせる。市教育委員会と宇都宮市PTA連合会等との共同宣言。</u>	④
ネットいじめ	・主にネット上のいじめは、深刻な影響を及ぼすもので、刑法上の犯罪及び民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、児童生徒に重大な人権侵害に当たることを理解させる。		6	第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策	2 宇都宮市の取組 (2) いじめの早期発見	ウ インターネットを通じて行われるいじめについては、 <u>潜在化が懸念されることから、それらを早期に発見するため、ネットパトロールを実施するとともに、学校や家庭に対して、携帯電話等の正しい使い方などについての啓発周知や、児童生徒に対しても一つの行為が重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの啓発周知を行うとともに、家庭に対しても同様の啓発を行う。</u> また、ネットパトロール等において問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して迅速かつ適切に対応する。	⑤
SC/SSW	・スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用を図る。	◎SC・SSWの積極的活用 ・特性に応じた指導や関係機関等と連携した指導の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。	7	第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策	2 宇都宮市の取組 (3) いじめの対処	オ いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童生徒の出席停止を命じる等の措置を講ずるとともに、 <u>教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。</u> カ いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心のケアを図るなど教育相談体制の充実を図るため、学校にスクールカウンセラー等を配置するとともに、 <u>家庭環境等がいじめの要因となっている事案に対応するため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、いじめの解決に必要な専門的見地からの助言を得るため、教育委員会に学校支援アドバイザーを設置する。</u>	⑥
加害者への対応	・出席停止の措置を行った場合には、教育上必要な措置を講じ、立ち直りを支援する。		8	第4章 学校が実施する施策	1 学校いじめ防止基本方針の施策	学校は、国基本方針又は市基本方針を参酌し、 <u>その学校の実情に応じて、</u> 本校における「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を策定する。 学校基本方針には、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。 また、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、 <u>学校のいじめ対策の取組を、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えてにおいて説明する。</u>	⑦
保護者への周知		◎いじめ防止対策の保護者への周知 ・学校いじめ防止基本方針や各学校の取組について、学校便りやホームページへの掲載だけでなく、保護者会などの機会を捉え、直接保護者に伝達していく。	8	第4章 学校が実施する施策	2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置[いじめ等対策委員会]	学校は、 <u>いじめの問題に組織的に対応するため教職員がいじめ問題を抱え込まず、組織として一貫した対応をするため、</u> いじめ等対策委員会を設置する。 構成員は、管理職や児童指導主任、生徒指導主事、スクールカウンセラーの他、学校の実情に応じて学校長が決定する。 <u>学校の教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、また、学校がいじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えることができる。</u> <u>また、学校は、児童生徒や保護者に本組織の存在や取組を、全校集会や各種たより、学校ホームページ等で知らせることで、児童生徒や保護者がいじめ等の悩みを相談しやすい環境づくりに努める。</u>	⑧
組織的対応	・教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応をする。 ・各学校のいじめ等対策委員会の存在や活動を、児童生徒や保護者に知らせる。 ・いじめを発見したり相談を受けたにも関わらず、いじめ等対策委員会に報告しないことは法違反である。	◎初期段階からの組織的対応の徹底 ・初期段階でのいじめも組織的に対応することを徹底するため、いじめにつながる恐れのある言動や、いじめが疑われる事案を察知した場合には、迅速に管理職に報告し、いじめ等対策委員会において事実確認を行った上で、被害者・加害者の児童生徒の保護者に連絡を取り合い、事実関係の報告、今後の対応や方向性、保護者への協力・支援等について話合うなど、保護者と連携しながら早期解消に努める。 ◎いじめ防止対策の保護者への周知 ・学校いじめ防止基本方針や各学校の取組について、学校便りやホームページへの掲載だけでなく、保護者会などの機会を捉え、直接保護者に伝達していく。	8	第4章 学校が実施する施策			

キーワード	国の基本方針の改定内容(概要)	いじめ根絶に向けた本市の取組	頁	章	節	市改訂基本方針への具体的な反映(案) (下線部及び取り消し線部は変更点)	反映位置
組織的対応	・「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等が必要。 ・各学校は、アンケート調査等の結果検証及び組織的な対処方法について定める。	◎初期段階からの組織的な対応の徹底 ・初期段階でのいじめも組織的に対応することを徹底するため、いじめにつながる恐れのある言動や、いじめが疑われる事案を察知した場合には、迅速に管理職に報告し、いじめ等対策委員会において事実確認を行った上で、被害者・加害者の児童生徒の保護者に連絡を取り合い、事実関係の報告、今後の対応や方向性、保護者への協力・支援等について話合うなど、保護者と連携しながら早期解消に努める。	9	第4章 学校が実施する施策	3 学校の取組	学校は、市、家庭、地域、関係機関・団体等と連携して、いじめの防止等にあたる。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを図るだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」内の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、各学校で作成されている危機管理マニュアル等を活用するなど、いじめ根絶に向けた最大限の努力をする。	⑨
言葉によるいじめの未然防止 道徳教育	・児童生徒が、道徳や特別活動等にて、いじめについて自らの問題として考えたり、議論したりする活動を行う。	◎言葉によるいじめの未然防止 ・道徳の授業や学級活動をはじめ、様々な機会を捉えて児童生徒が相互に認め合えるよう、指導の充実を図る。 ・友人への望ましい接し方や言葉遣いを身に付けさせるための指導の充実を図る。	9	第4章 学校が実施する施策	3 学校の取組 (1) いじめの防止	エ 児童会・生徒会を中心としたいじめ根絶集会の実施など、児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うことができるよう指導するとともに、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定する。 オ 情報モラル年間指導計画に基づき、児童生徒が情報社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施するとともに、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組を積極的に推進する。 カ 「いじめゼロ強調月間」におけるいじめの防止等の取組状況を点検し、必要に応じて改善を図るとともに、点検の結果を教育委員会に報告する。 キ 性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、児童生徒のみならず、教職員に対しても正しい理解の促進を図る。 ク 東日本大震災により被災した児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への影響等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対するいじめの防止等に取り組む。	⑩
LGBT 東日本大震災 児童生徒の特性 スマホ・ケータイ	・性同一性障害や性的指向・性自認に対するいじめと、東日本大震災に係るいじめに配慮する。また、指導にあたっては、児童生徒の特性にも配慮する。	◎「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の推進等 ・市教委、市PTA連合会、市青少年育成市民会議、市校長会、携帯電話事業者で「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づき取組を推進すると同時に、ネットパトロールを実施することで問題の早期発見にも繋げる。	9	第4章 学校が実施する施策	3 学校の取組 (2) いじめの早期発見	ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査(年4回以上)や教育相談(年2回以上)等を実施する。アンケート調査に関しては、教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜるなどして、実効性の高いものとする。 エ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図るなどして、ネットいじめの早期発見に努める。また、学校や家庭に対して、携帯電話等の正しい使い方などについての啓発や、児童生徒に対しても一つの行為が重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの指導を行う。 オ 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。 カ いじめの認知に関しては、保護者や児童生徒からのいじめの訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、それら全てを即いじめとして認知するのではなく、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」のかなどを、いじめ等対策委員会を経て、「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の一部見直しについて(依頼)」(平成27年8月 文部科学省)や「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)」(平成28年3月 文部科学省)などを参照しながら、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。また、認知したいじめについては、加害・被害両児童生徒の保護者に連絡を取り合い、今後の対応や方向性等について連携を図る。	⑪
いじめの認知	・主にネット上のいじめは、深刻な影響を及ぼすもので、刑法上の犯罪及び民事上の損害賠償請求の対象となり得るため、児童生徒に重大な人権侵害に当たることを理解させる。	◎認知に対する共通認識 ・共通認識をもっていじめを認知するよう促進する。 ・各学校において、いじめに関する校内研修を実施することで、教職員一人ひとりのいじめに対する感性と、組織的にいじめを認知する対応力の強化を図る。 ・児童生徒の相談体制を充実させることで、いじめの早期発見に努める。	9	第4章 学校が実施する施策	3 学校の取組 (2) いじめの早期発見		

キーワード	国の基本方針の改定内容(概要)	いじめ根絶に向けた本市の取組	頁	章	節	市改訂基本方針への具体的な反映(案) (下線部及び取り消し線部は変更点)	反映位置
LGBT 東日本大震災 児童生徒の特性	・性同一性障害や性的指向・性自認に対するいじめと、東日本大震災に係るいじめに配慮する。また、指導にあたっては、児童生徒の特性にも配慮する。						
SC/SSW	・スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用を図る。	◎SC・SSWの積極的活用 ・特性に応じた指導や関係機関等と連携した指導の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。					
いじめの解消	・いじめが解消している状態とは ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月間) ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと		10	第4章 学校が実施する施策	3 学校の取組 (3) いじめの対処	いじめを発見又は連絡等を受けた場合には、 速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかにいじめ等対策委員会を立ち上げ、いじめ等対策委員会を中心として対応し、 事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、背景等を十分理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。 これらの対応について、全教職員の共通理解と保護者との連携の下に行うとともに、必要に応じて、市や関係機関・団体等との連携を図る。 また、確認した事実や指導内容、保護者や関係機関等との連携など、一連の対応については適切に記録を残す。 ア いじめ等対策委員会を中心として、事実確認や対応方針の決定を行う。なお、事実確認を行うにあたっては、被害・加害児童生徒、関係児童生徒、保護者等から話を聴くなどして、正確な事実の把握に努める。 イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒の安全確保を図るとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者の苦しみや辛さを親身になって受け止め、解決に向けた対応や スクールカウンセラー等を活用した 心のケアなどの支援を行う。いじめを行った児童生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。 また、いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害児童生徒及びその保護者への継続的な指導・支援等を行う。 ウ いじめの解消については、いじめに係る行為が 少なくとも3か月止んでいる状態であり、かつ、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及び保護者に対し面談等により確認された状態である。また、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にてより長期の期間を設定する。いじめが解消したと思われた場合も、加害・被害児童生徒及びその保護者への継続的な指導・支援を行う。 ウエ いじめの背景は児童生徒の 個々の特性 や家庭の問題、学校の問題等さまざまなことから、いじめの解決に向けて、 その保護者や、必要に応じて市、関係機関・団体等との連携を図るいじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用しながら、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解する。特に児童生徒への支援や指導において配慮が必要な場合においては、指導方針などについて、教職員間における共通理解や保護者等との連携を十分に図る。 オ いじめの解決にあたっては、加害・被害児童生徒の保護者と十分な連携を図ることはもちろんのこと、必要に応じて、 スクールソーシャルワーカー等を活用しながら市、関係機関・団体等との連携を図る。	⑫
重大事態への対処	・児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に陥った」との申立てだけでなく「いじめにより重大な被害が生じた」との訴えでも、重大事態が発生したものとして調査等に当たる。		12	第5章 重大事態への対処		法第28条に掲げる重大事態の発生においては、本指針とともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の本市における取扱(平成29年4月 児童生徒指導推進強化全体会配布資料)を参照すること。	⑬
重大事態への対処	・児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に陥った」との申立てだけでなく「いじめにより重大な被害が生じた」との訴えでも、重大事態が発生したものとして調査等に当たる。		12	第5章 重大事態への対処	1 重大事態の発生 (1) 重大事態の定義	イ いじめにより、児童生徒が「相当の期間 ※1」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ※1 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。 その他、児童生徒や保護者から、 いじめられて重大事態に至ったいじめにより重大な被害が生じた という申立てがあったときは、申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。	⑭
学校評価による取組評価	・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。		14	第6章 推進にあたって		国は、3年の経過を目的に、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じていることから、 本市では、学校におけるいじめの防止等の取組状況について、学校マネジメントシステムにおける評価項目に位置づけ、その結果等を検証する などとともに、国の動向や 実情に応じて基本方針を見直すなどして、実効性を高める。 また、学校では、学校評価においていじめの防止等に係る取組についての項目を設定し、その達成状況の評価結果や日頃の取組状況を いじめ等対策委員会 で検討しながら、 PDCAサイクル を踏まえて改善に取り組む。	⑮



宇都宮市いじめ防止基本方針 (素案)

平成26年 3 月
宇都宮市・宇都宮市教育委員会
(最終改訂 平成29年●月)

目次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための基本理念等	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	2
3 現状と課題	2
4 宇都宮市の基本理念	3
第2章 宇都宮市のいじめの防止等の基本的な考え方	3
1 いじめの防止	3
2 いじめの早期発見	4
3 いじめの対処	4
4 家庭や地域との連携	4
5 関係機関との連携といじめに係る組織の新設・拡充	4 <u>5</u>
第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策	4 <u>5</u>
1 組織の設置	4 <u>5</u>
(1) いじめ等問題行動対策連絡会	4 <u>5</u>
(2) 学校教育問題解決委員会	5
(3) (仮称) 学校教育問題対策専門委員会	5
(4) (仮称) いじめ問題調査委員会	5 <u>6</u>
2 宇都宮市の取組	5 <u>6</u>
(1) いじめの防止	5 <u>6</u>
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめの対処	6 <u>7</u>
(4) 家庭、地域及び関係機関・ <u>団体等</u> との連携	7
3 その他	7 <u>8</u>
第4章 学校が実施する施策	7 <u>8</u>
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7 <u>8</u>
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	7 <u>8</u>
3 学校の取組	8 <u>9</u>
(1) いじめの防止	8 <u>9</u>
(2) いじめの早期発見	8 <u>10</u>
(3) いじめの対処	9 <u>10</u>
(4) 家庭、地域及び関係機関・ <u>団体等</u> との連携	9 <u>11</u>

第5章 重大事態への対処	1012
1 重大事態の発生	1012
(1) 重大事態の定義	1012
(2) 重大事態の報告	1012
2 教育委員会による調査	1012
(1) 趣旨	1012
(2) 調査	1013
3 調査結果の提供及び報告	1113
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	1113
(2) 調査結果の報告	1113
4 市長による再調査及び措置	1114
(1) 再調査	1114
(2) 再調査組織	1114
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	1114
第6章 推進にあたって	1214

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為であり、いじめの根絶は、社会全体で取り組むべき喫緊の課題である。

本市では、いじめ根絶を目指し、「いじめは決して絶対に許されない行為である」、「どの児童生徒、どの学校にも起こりうる」との認識の下、平成20年度から、教育委員会と学校、家庭、地域が一体となって「いじめゼロ運動」を推進し、児童生徒の行動目標である「いじめゼロ宣言」の作成やいじめゼロ強調月間の設定、心を育てる教育の推進、学校における定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、いじめの未然防止の取組の充実と、早期発見・早期対応の徹底を図ってきたところである。

このたびまた、平成25年に、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という）が施行され、法第12条において、地方公共団体に対して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の策定を求めていることから、本市のこれまでの取組を踏まえ、平成26年3月に「宇都宮市いじめ防止基本方針（以下、「市基本方針」という）」を策定した、~~取組の一層の充実を図っていく。~~

このたび、平成29年3月に国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定したことや、本市として、言葉によるいじめの未然防止に向けた取組の充実や、初期段階からの組織的な対応の徹底、いじめの認知に対する共通認識の構築など、いじめ対策を更に強化し、推進する必要があることから、市基本方針を改訂する。

平成29年●月 宇都宮市教育委員会

第1章 いじめの防止等のための基本理念等

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校[※]に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 市基本方針における「学校」とは、市立小・中学校をいう。

2 いじめの理解

- ・ いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがある。
- ・ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在が、いじめを促進させてしまったりするなど、いじめには集団の問題という側面があることを十分理解した上で、望ましい集団作りに取り組み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作成することが大切である。
- ・ いじめは、目に付きにくい時間、場所、形で行われることが多いため、日頃より、多くの大人が目で見守る必要がある。
- ・ いじめが起きる背景は、児童生徒や家庭、学校の問題等さまざまであり、きめ細かな児童生徒理解に基づき、指導・対応していく必要がある。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を丁寧に見取りながら、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 初期段階のいじめや、ごく短期間で解決したいじめ、教師の指導によらずして児童生徒自らの力で良好な関係を再び築くことができたいじめなども、いじめ事案として認知する。
- ・ 東日本大震災により被災した児童生徒へのいじめや、性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒に対するいじめ、インターネットを通じて行われるいじめなど、いじめの対象や行為の実態が把握しにくく、被害児童生徒への特段の寄り添いや配慮が必要な事案が存在する。

①



3 現状と課題

- ・ 本市では、平成20年度から、学校、家庭、地域が一体となって「いじめゼロ運動」を推進し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の徹底を図っているところであり、いじめの件数が減少しいじめを積極的に認知し、高い解消率が上昇するを保つなど成果

②



が上がっているが、依然としていじめの根絶には至っていないおらず、特に言葉によるいじめが多く見受けられるなど、どの学年においてもいじめの認知件数が増加している。

- ・ いじめゼロリボンの着用やポスターの作成、「心の教育」の充実など、これまでの未然防止の様々な取組を強化するとともに、いじめの原因として、児童生徒が「どういふ行為言動がいじめになるのか理解していない」、「自分の行為を相手がどう受け止めているか認識できない」、「心の通う対人関係を構築する力が十分育っていない」等が挙げられることから、児童生徒にいじめを正しく理解させるとともに、思いやりの心や互いを尊重しあう態度を育成するなど、「心の教育」の充実を図るいじめについて取り上げた道徳科の授業^{*}や、より良い人間関係づくりに関する学級活動や学校行事など、様々な機会を捉えて児童生徒が相互に認め合う活動を充実させる必要がある。
- ・ 初期段階からの組織的な対応の徹底や、いじめの認知に対する共通理解を図りながら、いじめアンケートや教育相談等による早期発見・早期対応の取組を強化するため、教職員一人一人がいじめのサインを見逃さないよう研修等により指導力を高めるとともに、児童生徒は、教職員や保護者など身近な大人に相談することが多いという現状を踏まえ、学校と家庭、地域が連携し、児童生徒の見守り体制を強化する。また、児童生徒が安心して相談できる体制の充実に努める必要がある。
- ・ いじめの根絶には、大人による取組に加え、児童生徒によるが主体となった取組が重要である。これまでも、児童生徒が策定した、いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づき、児童会生徒会を中心としたいじめ根絶集会等を実施してきたが、今後も、児童生徒が自主的に活動できる環境を整備するより一層充実させる必要がある。

※ 平成29年度現在では「道徳の時間」であるが、小学校は平成30年から、中学校は平成31年度から「道徳科の授業」となるため、以下「道徳科の授業」という。

4 宇都宮市の基本理念

本市では、児童生徒一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい宮っ子の育成を目指す。いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、次のとおり基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意を持って取り組む。

- 全ての児童生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが決して許されない行為であること等について、児童生徒が十分に理解できるようにします。
- 児童生徒が策定した、いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童生徒の自主的な活動を支援します。
- 市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

第2章 宇都宮市のいじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対処して解決を図る必要がある。

市及び教育委員会（以下、「市」という。）は一体となって、学校※、家庭、地域、関係機関・団体と連携を図り、いじめの防止等の対策に取り組む。

~~※ 市基本方針において「学校」とは、市立小・中学校をいう。~~

1 いじめの防止

- ・ 市は、市民総ぐるみによる取組を推進するため「いじめゼロ運動推進事業」を展開し、いじめの根絶に向けた啓発を行うとともに、いじめの防止等の取組の充実強化を図る。
- ・ 学校は、教育活動全体を通して、児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめの起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 学校は、児童生徒がいじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

2 いじめの早期発見

- ・ 市と学校は、早期発見が、迅速な対処の前提であることを踏まえ、いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 学校は、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、指導力を高めるための研修等を実施する。

3 いじめの対処

- ・ 学校は、いじめを把握した場合には、組織的に、事実確認を正確かつ迅速に行い、いじめを受けた児童生徒をやいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、徹底して守り通す。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童生徒への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、及びその保護者への指導・助言等を継続的に行う。
- ・ 学校は、必要に応じて市や警察、児童相談所などの関係機関・団体との連携を図る。
- ・ 市は、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、いじめの解決を図るため、学校教育課職員を派遣するなど学校への支援を行う。

4 家庭や地域との連携

- ・ 学校は、家庭、地域と密接に連携し、児童生徒を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 市と学校は、家庭に対して、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導その他の必要な指導に努めること、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 市と学校は、地域に対して、いじめは校外においても起こり得るため、学校と家庭、地域が一体となって児童生徒を見守る取組を推進する必要があること、及びいじめの疑いがある場合には、

学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

5 関係機関等との連携といじめに係る組織の**新設・拡充活用**

- 市と学校は、いじめの児童生徒に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を**新設・拡充活用**し、組織的な対応の強化を図る。



第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策

1 組織の設置

いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、以下の組織を設置する。

(1) いじめ等問題行動対策連絡会（法第14条第1項関係組織）

教育委員会、学校と関係機関・団体等との連携体制を構築するため、本市小・中学生のいじめ等の状況や本市のいじめの防止等の対策について意見交換を行うとともに、効果的な連携の在り方について協議を行う。

構成員：宇都宮家庭裁判所，宇都宮少年鑑別所，宇都宮保護観察所，
宇都宮中央警察署，宇都宮東警察署，宇都宮南警察署，
栃木県中央児童相談所，宇都宮保護区保護司会，
宇都宮市民生委員児童委員協議会，宇都宮市PTA連合会，
栃木県教育委員会事務局河内教育事務所，宇都宮市小学校長会，
宇都宮市中学校長会，宇河地区中学校教育研究会生徒指導部会，
宇都宮市立中学校，学校教育課，市長部局関係課

(2) 学校教育問題解決委員会

いじめや体罰，理不尽な要求などの現状に基づく本市の対策や今後の方向性等について協議を行う。

また，対応が困難な事案や緊急な対応を要する事案が発生した場合には，調査を行うとともに，必要に応じて，学校支援アドバイザー[※]から助言を得るなどして，解決に向け対応にあたる。

構成員：学校教育課，教育委員会関係課

※・ 必要に応じて市長部局関係課や関係学校長，関係機関・団体（警察や児童相談所等）に参加を要請する。

※ 学校だけでは解決が困難な様々な問題について，専門の見地から助言を行うアドバイザー。本市では弁護士，医師，臨床心理士に委嘱している。

(3) 学校教育問題対策専門委員会（法第14条第3項及び法第28条第1項関係組織）

教育委員会からの要請を受け，本市のいじめの防止等の対策や今後の方向性等について専門の見地から協議を行うとともに，必要に応じて重大事態に係る調査を行う。

構成員：職能団体や大学，学会等からの推薦を受けた弁護士，精神科医，大学教授，臨床心理士

(4) いじめ問題調査委員会（法第30条第2項関係組織）

市長が、教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき、教育委員会の調査結果について再調査を行う。

構成員：職能団体や大学、学会等からの推薦を受けた弁護士、精神科医、大学教授、臨床心理士、~~—~~その他事案の特性に応じた外部の第三者等（(3)の委員とは重複しない）

2 宇都宮市の取組

いじめの防止等の取組は、教育委員会が主体となつてと学校が連携して推進する。

(1) いじめの防止

ア いじめ根絶には、継続的、系統的な指導が大切であることから、小中一貫教育・地域学校園において、小・中学校が連携したていじめの防止等の取組を推進する。

イ 市民総ぐるみでいじめの防止等に取り組むため、「いじめゼロ運動推進事業」を展開し、「いじめゼロ強調月間」を設けるなどして啓発を行うとともに、学校や家庭、地域との連携の下に、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底を図る。

ウ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、望ましい人間関係を築く力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、「心の教育プロジェクト」を推進する。

エ 学校に対して、児童生徒が主体となつたいじめ根絶活動の事例等を紹介するなどして、児童生徒の自主的な活動を推進する。

オ 児童生徒や家庭、学校が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」※に基づき取組を推進するなど、必要な啓発活動を行う。

カ 学校におけるいじめの防止等のための取組状況について定期的に点検し、必要に応じて、学校への支援を行う。

キ 性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、正しい理解の促進や必要な対応などについて、随時、学校に情報提供を行う。

※ 必要のない限り、児童生徒にスマートフォンや携帯電話を持たせず、持たせる場合には保護者の責任で「④みんな1日1時間まで!」「⑤夜間の友達との使用は9時まで!」「⑥使う前にフィルタリング!」「⑦個人情報のをせません!」の4つの約束を守らせる、市教育委員会と宇都宮市PTA連合会等との共同宣言。

(2) いじめの早期発見

ア スクールカウンセラーの学校への配置など、児童生徒及び保護者への相談体制の整備を図る。

イ スタンダードダイアリー~~※~~の有効な使い方について、児童生徒及び教職員等へ周知する。

④



ウ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、それらを早期に発見するため、ネットパトロールを実施するとともに、学校や家庭に対して、携帯電話等の正しい使い方などについての啓発周知や、児童生徒に対しても一つの行為が重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの啓発を行うとともに、家庭に対しても同様の啓発を行う。また、ネットパトロール等において問題となる情報を発見した場合には、学校と連携して迅速かつ適切に対応する。

エ 教職員の資質向上を図るため、児童・生徒指導担当者をはじめとする教職員を対象とした研修会や会議を計画的に実施する。

オ 教職員がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した研修等を推進する。

※ 児童生徒の、生活、健康・体力、学習についての指針となるものや、連絡帳や日記帳機能などが掲載された、毎日使用できる冊子。

(3) いじめの対処

ア 学校がいじめの事実確認を適切に行うことができるよう、事実確認を行う際の留意点や校内組織の有効活用について、学校への指導・助言を行う。

イ 学校だけでは対応が困難な事案等が発生した場合には、学校教育課職員を派遣するなど学校と連携して調査や対応にあたる。

ウ 学校教育課等では対応が困難な事案が発生した場合は、学校教育問題解決委員会を活用した学校支援を行う。

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは警察と連携して対処することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要があることを学校に指導・助言するとともに、自らも警察と適切に連携し対応にあたる。

オ いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童生徒の出席停止を命じる等の措置を講ずるとともに、教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

カ いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心のケアを図るなど教育相談体制の充実を図るため、学校にスクールカウンセラー等を配置するとともに、家庭環境等がいじめの要因となっている事案に対応するため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置する。また、いじめの解決に必要な専門的見地からの助言を得るため、教育委員会に学校支援アドバイザーを設置する。

キ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合にも、いじめの解決に向けて関係学校が適切に対応することができるよう、教育委員会が学校相互間の連絡・調整を図る。

(4) 家庭、地域及び関係機関・団体との連携

ア 市PTA連合会等との連携を図りながら、親学出前講座やリーフレット等を活用

するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に合わせた保護者等による指導の大切さ、~~その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めること~~等について、家庭への啓発を行う。

また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図る。

イ 青少年育成関係団体等との連携を図り、児童生徒の健全育成の取組を推進するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会を活用するなどして、地域が一体となって、児童生徒のを見守り体制を整備することの大切さや、及びいじめ問題の加害・被害に関わる心配がある場合における学校や関係機関等との適切な連携について、地域への啓発を行う。

ウ いじめの防止等の対策が、関係機関・団体等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、連携・協力体制の構築に努める。

3 その他

- ・ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。
- ・ いじめの防止等に向け、教職員が児童生徒と向き合う時間の充実を図ることができるよう、教職員の多忙な状況の解消に取り組むなど、学校運営改善の支援に努める。
- ・ 学校におけるいじめの防止等の取組について、本市の学校教育マネジメントシステムの共通評価項目として設定する。

第4章 学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国基本方針、~~又は~~市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、自校における「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。学校基本方針には、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。

また、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校のいじめ対策の取組を、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えてにおいて説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置〔いじめ等対策委員会〕

学校は、~~いじめの問題に組織的に対応するため教職員がいじめ問題を抱え込まず、組織として一貫した対応をするため~~、いじめ等対策委員会を設置する。構成員は、管理職や児童指導主任、生徒指導主事、スクールカウンセラーの他、学校の実情に応じて学校長が決定する。学校の教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、また、学校がいじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体とし、て行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えることができる。

また、学校は、児童生徒や保護者に本組織の存在や取組を、全校集会や各種たより、

⑦

⑧

学校ホームページ等で知らせることで、児童生徒や保護者がいじめ等の悩みを相談しやすい環境づくりに努める。

3 学校の取組

学校は、市、家庭、地域、関係機関・団体等と連携して、いじめの防止等にあたる。
また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを図るだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」内の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、各学校で作成されている危機管理マニュアル等を活用するなど、いじめ根絶に向けた最大限の努力をする。

(1) いじめの防止

「いじめはどの児童生徒にも起こりうる」との認識の下に、いじめの未然防止に向けて、児童生徒が、思いやりの心や心の通じ合うコミュニケーション能力を育むことができるよう、心を育てる教育を推進するとともに、児童生徒の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」を活用し、児童生徒のいじめ根絶への意識の向上を図るなどして、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携したあいさつ運動や、児童生徒への理解を深めるための情報交換会等の取組などを実施する。

イ いじめの防止等の重要性について児童生徒、保護者等への啓発を図るため、いじめゼロ強調月間において、いじめゼロポスターの掲示やいじめゼロリボンの着用、いじめに関する内容を含んだ道徳科の授業や学級活動の授業を実施する。

ウ 道徳科の授業の時間と様々な体験活動を関連付けた「宮っ子心の教育」の取組を実施する。

エ 児童会・生徒会を中心としたいじめ根絶集会の実施など、児童生徒がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うことができるよう指導するとともに、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定する。

オ 情報モラル年間指導計画に基づき、児童生徒が情報社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施するとともに、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組を積極的に推進する。

カ 「いじめゼロ強調月間」におけるいじめの防止等の取組状況を点検し、必要に応じて改善を図るとともに、点検の結果を教育委員会に報告する。

性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、児童生徒のみならず、教職員に対しても正しい理解の促進を図る。

東日本大震災により被災した児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への影響等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対するいじめの防止等に取り組む。

(2) いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は、児童生徒のわずかな変化を見逃すことのないよう児童生徒理解を深め、日頃より児童生徒との信頼関係の構築に努める。

また、家庭、地域との連携を図り、児童生徒の見守り体制を強化する。

ア 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口やスクールカウンセラーが行う相談活動について周知を図る。

イ スタンダードダイアリーを有効に活用し、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図る。

ウ 児童生徒への定期的なアンケート調査 (年4回以上) や教育相談 (年2回以上) 等を実施する。アンケート調査に関しては、教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜるなどして、実効性の高いものとする。

エ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図るなどして、ネットいじめの早期発見に努める。また、学校や家庭に対して、携帯電話等の正しい使い方などについての啓発や、児童生徒に対しても一つの行為が重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの指導を行う。

オ 教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

カ いじめの認知に関しては、保護者や児童生徒からのいじめの訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、それら全てを即いじめとして認知するのではなく、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」なのかなどを、いじめ等対策委員会を経て、「平成26年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』の一部見直しについて(依頼)」(平成27年8月 文部科学省)や「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)」(平成28年3月 文部科学省)などを参照しながら、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。また、認知したいじめについては、加害・被害両児童生徒の保護者に連絡を取り合い、今後の対応や方向性等について連携を図る。

(3) いじめの対処

いじめを発見又は連絡等を受けた場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかにいじめ等対策委員会を立ち上げ、いじめ等対策委員会を中心として対応し、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、背景等を十分理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、全教職員の共通理解と保護者との連携の下に行うとともに、必要に応じて、市や関係機関・団体等との連携を図る。

⑪

⑫

また、確認した事実や指導内容、保護者や関係機関等との連携など、一連の対応については適切に記録を残す。

ア いじめ等対策委員会を中心として、事実確認や対応方針の決定を行う。~~なお、~~事実確認を行うにあたっては、被害・加害児童生徒、関係児童生徒、保護者等から話を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったが、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報を正確に記録する。正確な事実の把握に努める。

イ いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒の安全確保を図るとともに、いじめを受けた児童生徒・保護者の苦しみや辛さを親身になって受け止め、解決に向けた対応やスクールカウンセラー等を活用した心のケアなどの支援を行う。いじめを行った児童生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。~~また、いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害児童生徒及びその保護者への継続的な指導・支援等を行う。~~

ウ いじめの解消については、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態であり、かつ、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及び保護者に対し面談等により確認された状態である。また、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にてより長期の期間を設定する。いじめが解消したと思われた場合も、加害・被害児童生徒及びその保護者への継続的な指導・支援を行う。

ウエ いじめの背景は児童生徒の個々の特性や家庭の問題、学校の問題等さまざまであることから、いじめの解決に向けて、その保護者や、必要に応じて市、関係機関・団体等との連携を図るいじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用しながら、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解する。特に児童生徒への支援や指導において配慮が必要な場合においては、指導方針などについて、教職員間における共通理解や保護者等との連携を十分に図る。

オ いじめの解決にあたっては、加害・被害児童生徒の保護者と十分な連携を図ることはもちろんのこと、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等を活用しながら市、関係機関・団体等との連携を図る。

(4) 家庭、地域及び関係機関・団体等との連携

ア PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に応じた保護者等の指導の大切さ、~~その保護する~~児童生徒がいじめを行うことのないよう指導するに努めること等について、家庭への啓発を行う。

また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図る。

イ 青少年育成関係団体や魅力ある学校づくり地域協議会など地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど、地域総ぐるみによ

る見守り体制の整備に努める。

また、いじめの疑いがある場合には、速やかに学校や関係機関等への情報提供に努めるよう周知を図る。

ウ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべき場合や、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

第5章 重大事態への対処

法第28条に掲げる重大事態の発生においては、本指針とともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省)及び「『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の本市における取扱」(平成29年4月 児童生徒指導推進強化全体会配布資料)を参照すること。

13

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ いじめにより、児童生徒が「相当の期間^{*1}」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※1 「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

その他、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

14

(2) 重大事態の報告

学校は、(1)のア、イに該当する事案が発生した場合には、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。

2 教育委員会による調査

(1) 趣旨

教育委員会は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にする^{*+2}ための調査を行う。

※2 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にすることである。

(2) 調査

教育委員会は、重大事態が発生した場合、以下のとおり調査を行う。

[教育委員会における調査]

ア 学校教育課等における調査

学校教育課等は、職員を学校に派遣するなどして、必要な調査を行うとともに、その解決に向け対応にあたる。

イ 学校教育問題解決委員会における調査内容の検討等

学校教育課等による調査結果について、教育委員会関係課による総合的な協議を行い、調査内容の検討を行うとともに、必要に応じて学校支援アドバイザーから助言を得るなどして、その解決に向け対応策を検討する。

ウ 学校教育問題対策専門委員会における調査

重大事態のうち、以下の場合、第三者による専門的見地からの調査を行う。

- ・ 保護者等が、学校教育課などから調査結果について報告を受けた後、改めて第三者による調査を望む場合
- ・ 事実関係をより明確にするため、専門的見地からの調査が必要と教育委員会が認めるとき

※ 教育委員会は、調査によって明らかになった事実などについて、保護者等に説明し、今後の対応や支援について話し合う。

※ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について話し合い、調査に着手する。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適時、適切な方法で説明を行う。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(2) 調査結果の報告

教育委員会は、重大事態に係る調査結果について市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

4 市長による再調査及び措置

(1) 再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために、さらに詳細な調査の必要があると認めるときは、教育委員会における調査の結果について、再調査を行う。

再調査を行った場合、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査組織

再調査は、市長部局における「いじめ問題調査委員会」が行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

第6章 推進にあたって

~~国は、3年の経過を目途に、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしていることから、~~本市では、学校におけるいじめの防止等の取組状況について、学校マネジメントシステムにおける評価項目に位置づけ、その結果等を検証するなどとともに、国の動向や実情に応じて基本方針を見直すなどして、実効性を高める。

また、学校では、学校評価においていじめの防止等に係る取組についての項目を設定し、その達成状況の評価結果や日頃の取組状況をいじめ等対策委員会で検討しながら、PDC Aサイクルを踏まえて改善に取り組む。

⑮



宇都宮市学校教育問題対策専門委員会について

1 目的

本市のいじめ、体罰、不当要求その他の学校教育における問題について、現状に基づく対策や今後の方向性について、専門的見地から協議を行うとともに、必要に応じて、いじめの重大事態に係る調査を行う。

2 構成員

(1) 委員（任期：2年）

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験者	あおやぎ ひろし 青柳 宏	宇都宮大学教職大学院 教授
弁 護 士	いしがみ ともや 石神 知也	石神法律事務所 栃木県弁護士会（子どもの権利委員会）
医 師	あさのぶ やすまさ 朝信 泰昌	宇都宮東口ストレスクリニック院長 宇都宮市医師会
臨床心理士	こばやし よりこ 小林 順子	栃木県臨床心理士会

(2) 臨時委員

- ・ 事案の特性に応じた学識経験者（重大事態発生時のみ）

※ 事務局：学校教育課学校いきいきG

3 開催時期

- (1) 定期会議 年1回
(2) 臨時会議 事案発生時

4 内容

(1) 定期会議

本市のいじめ、体罰等の現状に基づく対策や今後の方向性について報告し、効果的な推進について専門的見地から助言を受けるなどの意見交換を行う。

(2) 臨時会議

教育委員会からの要請を受け、いじめの重大事態に係る調査を行う。

【重大事態の定義】市いじめ防止基本方針第5章による

ア いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

ウ 上記に関わらず、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

宇都宮市いじめ防止基本方針の構成表

基本方針の構成		新規記入	加筆・修正	反映位置
第1章 いじめの防止等のための基本理念等				
1	いじめの定義			
2	いじめの理解	◎		①
3	現状と課題		○	②
4	宇都宮市の基本理念			
第2章 宇都宮市のいじめの防止等の基本的な考え方				
1	いじめの防止			
2	いじめの早期発見			
3	いじめの対処			
4	家庭や地域との連携			
5	関係機関との連携といじめに係る組織の新設・拡充		◎○	③
第3章 宇都宮市のいじめの防止等の施策				
1	組織の設置			
2	宇都宮市の取組	◎	◎○	④⑤⑥
3	その他			
第4章 学校が実施する施策				
1	学校いじめ防止基本方針の策定		○	⑦
2	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	◎	◎○	⑧
3	学校の取組	◎	◎○	⑨⑩⑪⑫
第5章 重大事態への対処			◎	⑬
1	重大事態の発生		◎	⑭
2	教育委員会による調査			
3	調査結果の提供及び報告			
4	市長による再調査及び措置			
第6章 推進にあたって			◎	⑮

※ ◎は国の基本方針の改定内容を踏まえた市改訂基本方針への反映

○は課題解決に向けた本市の取組の方向性を踏まえた市改訂基本方針への反映